

令和6年第4回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第7号）

令和6年9月25日（水曜日）

議事日程（第7号）

令和6年9月25日（水）午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第89号から議案第92号まで、議案第96号、議案第100号、議案第123号、請願第3号、陳情第8号

（市民厚生常任委員会分）

議案第93号から議案第95号まで、議案第101号から議案第106号まで、陳情第11号

（産業建設常任委員会分）

議案第97号から議案第99号まで、議案第107号、議案第108号

第2 発議案第14号

第3 発議案第15号

第4 発議案第16号

第5 発議案第17号

第6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	室岡啓史君
21番	金田淳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡 辺 竜 五 君	副市長	鬼 澤 佳 弘 君
教育長	香 遠 正 浩 君	総務部長	中 川 宏 君
企画部長	石 田 友 紀 君	財務部長	平 山 栄 祐 君
市民生活部長	市 橋 法 子 君	社会福祉部長	吉 川 明 君
地域振興部長	岩 崎 洋 昭 君	農林水産部長	中 川 克 典 君
観光振興部長	小 林 大 吾 君	下水道部長	森 川 浩 行 君
両津病院院長	倉 内 学 君	選挙管理委員長	谷 川 直 樹 君
教育次長 教 補 佐	柳 澤 正 二 君		

事務局職員出席者

事務局長	中 川 雅 史 君	事務局次長	齋 藤 壮 一 君
議事調査係	池 秀 和 君	議事調査係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議のデータは、お手元の端末により、佐渡市議会のフォルダーを開いて令和6年第4回（9月）のフォルダーの中、9月25日本会議（第7号）のフォルダーにアップされておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第89号から議案第92号まで、議案第96号、議案第100号、議案第123号、請願第3号、陳情第8号

（市民厚生常任委員会分）

議案第93号から議案第95号まで、議案第101号から議案第106号まで、陳情第11号

（産業建設常任委員会分）

議案第97号から議案第99号まで、議案第107号、議案第108号

○議長（金田淳一君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第89号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、関係する条例の文言整理などの改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市が独自に個人番号を利用する事務を定めるため、佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第91号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、投票所及び期日前投票所の投票立会人について、交代制で従事できるようにするため、佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。審

査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年4月から相川小学校、七浦小学校及び金泉小学校を統合するため、佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第96号 佐和田中学校大規模改修（機械設備）工事請負契約の締結について。本案は、佐和田中学校大規模改修（機械設備）工事の工事請負契約について、8月21日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第100号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出にそれぞれ7億1,542万2,000円を追加するものであります。主な内容は、持続可能な観光推進に向けた受け入れ環境整備事業費を増額計上するほか、出会いの場創出事業費や普通建設事業費並びに新潟県最低賃金の引上げ、制度改正に伴う児童手当の拡充及び人事異動等に伴う人件費について予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、産業建設常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。地域産業振興課。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、出会いの場創出事業について。婚活マッチングシステム登録料補助金は、新潟県が実施する婚活マッチングシステム利用にかかる登録料を補助するものである。本市における婚姻数及び出生数が減少している現状を踏まえ、本事業に限らず、今後も効果的な支援策の実施を求める。

農業政策課。6款農林水産業費、1項農業費、6目畜産業費、畜産振興事業（家畜診療所負担金）について。獣医師が不足している現状において、2名の獣医師を確保できたことは評価する。獣医師の高齢化が進んでいるため、新潟県と連携して今後も獣医師の確保に努められたい。

観光振興課。7款商工費、1項商工費、4目観光費、観光地域づくり推進事業（国庫負担・補助金返還金）について。地方自治法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査結果を踏まえ、監査委員から指摘があった令和2年度負担金の不用額が佐渡観光交流機構から市に返還されたことに伴い、対応する国費（地方創生推進交付金）の返還金を予算計上するものである。この一連の不適正な事務執行は、市民からの信頼を損ねる結果となった。今後は行政としての公平性や透明性を確保し、適正な事務執行を徹底することで、市民の信頼を回復に努められたい。

議案第123号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出にそれぞれ628万8,000円を追加するものであります。主な内容は、雇用機会拡充事業の国庫交付金の返還に要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願。本請願は、2020年度からの国の就学支援金制度により、年収590万円未満の世帯に対する私立高等学校へ通う高校生への支援拡充が図られてきたものの、施設整備や入学金の負担は依然として残り、同じ高校生でも公私校間に格差が存在していること、及び私立高等学校に対する経常経費の助成が不十分であり、公立高等学校に比べて専任教員の割合が少ないことから、専任教員を増やし、

子供たちに行き届いた教育が行えるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

陳情第8号 新潟県知事に対し「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書」の提出についての陳情。本陳情は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働は安全体制が確立され、佐渡市民にも十分理解が得られる避難計画を策定するなど、住民の安全・安心が確認されるまでは再稼働を認めないことを求める意見書を新潟県に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

議案第90号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

総務委員長がやったのですが、市民厚生の委員長に聞くということになっております。いわゆるこれは、今自民党総裁選挙でもマイナンバーについていろいろ議論があるように、まだ国民の中にマイナンバーについての不安がいっぱいあるのは御承知のとおりだと思うのですが、そこで、マイナンバーと連携する情報連携の件ですが、住民票関係情報、医療保険給付の関係情報、公的給付支援等の口座登録情報、地方税、税金の関係の情報、障害者手帳の情報など、多くの個人情報がひもづけされるということになると思うのですが、まず問題はないのかということをお尋ねをしたい。

6分野ですよ。老人医療費、子供云々、全市民ではないのだろうというふうに思うのですが、対象世帯数及び人数はどの程度のものか。議案上程のときも聞いているわけなので、お尋ねをしたいということでもあります。

2点目が、多くの市民が心配しているのは、特に私言ったのは個人の障害状況がいろいろなのありますが、さっき言いましたが、公的給付の支援口座の登録情報など、あるいは個人情報が漏えいなどがあった場合はきちんと責任を取ってもらえるという理解でいいのかどうなのか、その辺お聞きをしたいということです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、質疑についてお答えいたします。

6つの事業について、今後、個人番号、マイナンバーを活用した情報連携について、資格情報を確認することによって住民の利便性の向上と行政手続の効率化を図るということを目的に今回の事務改正が行われるわけですが、審査におけるポイントとして、取得した個人情報に関する利用の規制、情報漏えい、保管等について焦点を当てて審査をいたしました。

個人情報保護法では、行政機関、地方公共団体の機関における個人情報の適正な取扱いを確保することを求め、行政機関等において個人情報の管理が十分になされない場合や個人情報を取り扱うことが、その

内容をみだりに他人に知らせるなどした場合、個人情報の利益を侵害するおそれが増大することとなります。このような事態を防止するため、法は行政機関等に講ずべき措置、従事者の義務について定めております。法第66条第1項では、行政機関の長の安全管理措置義務では、行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされております。しかし、審査において個人情報を安全に管理する安全管理措置に関する事務手続等の整備について不十分さがあり、個人情報の安全管理について懸念があるため、安全管理措置に関する事務手続等の整備をした上で、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を開始されたいという意見を付すべきという意見も提案もありましたが、意見を付すことにより市民への不安をあおることは適当ではないというような意見もあり、最終的には今後の所管事務により安全管理措置の補完を確認することといたしました。このため、各事業における対象数については審査をしておりません。

なお、住所移転等に関わっての転出者は1,120人、転入953人ということは回答がございました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 他市では早いうちからやっていて、佐渡市は割と遅いほうになるので、情報漏えいについては今委員長が言ったとおりになっているのだけれども、それでも漏れるということが問題なわけでありまして、その場合どうなるのかというのがやっぱり重要だろうと思うのです。

そこで聞くのですが、他市の事例から見ると非常に少ない。6分野、特定の個人情報は6から8情報ということなのだけれども、新潟市などは教育委員会の分野も含めてかなりやっています、もう既に。他市もいっぱいやっています。そうすると、この後、何でこれだけ急いでやったのかという非常に疑問なのです。少なくとも例えば新潟市の、私今見っていますが、福祉からかなり広い範囲内にやっているのだけれども、これだけ急いだ理由って何かあるのでしょうか。つまり、他市の市町村の事例を見ると、もっともっと幅広く利用できて、市民の利便性を図るということになっているのだけれども、ちょっとその辺のことは審査をされましたか。それで、ここまで来たの、あまり急ぐ必要なくて、ゆっくり市民の不安も、不安をあおるみたいな話がありましたが、あおらずに逆にしっかり、市民に信頼できるようにしていくべきだというふうに思うのですが、その辺どうなのか。

もう一つは、独自の利用事務の届出の公表を市民に対して他市やっています。そうすると市民は他市とも比べるわけで、何で佐渡市少ないのだろうということに、私なるのではないかと思う。その辺のことは審査をされたでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、お答えいたします。

なぜ6分野、他市だともっとたくさんやっているというところですが、やっぱりその辺については慎重に取り扱うということで、まず6分野に限って取扱いを進めるということでした。また、これの届出が、総務省等に届出を個人情報の管理のところに届出をしますと、半年程度かかると。取扱いとすると来年6月からということで、今定例会で提案をいただいたということです。あと、これについての公表についてということについては審査をしておりません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 今ほどの話だと、慎重を期して6分野にしたというのですが、新潟市なんか見たら、もっと個人情報で口座番号とか、そういう重要なものではないものもちゃんとひもづけ、独自利用もしているということなので、本来、慎重ならばもっと違う分野からやってもよかったのではないかと思いますので、審査されていれば答弁をお願いします。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 審査の中では、この6分野についてのみの審査で、それ以上の拡大については審査をしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第90号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第100号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議案第100号、一般会計、第5号の補正であります。

先ほど、これも今度は産業経済になりますが、観光地域づくり事業の補助金の返還の29万3,000円についてであります。書いてあるとおり読みますと、観光交流機構の負担金など不適正事務については、令和5年8月の市調査チーム報告では、令和4年度の観光地域づくり推進事業では不用額112万円などの返還を指摘をしているが、なぜ今になって令和2年度のものが出てきたのか。また、国に返還に伴う市の負担分はないのか。ちょっと分かりにくいので、その辺を教えてくださいということです。

2点目、皆さん方のつけた意見のとおりなのですが、市長要求に基づく令和2年度の佐渡観光交流機構に対する負担に関わる一連の不適正事務執行は、市民から信頼を損ねる結果となったと。今後は行政としての公平性や透明性を確保し、適正な事務執行を徹底することで市民の信頼回復に努められたい、こういう意見をしています。令和5年8月の、先ほど言いました市の調査報告のまとめに基づいて、1点目は観光振興課と交流機構の責任と役割の見直し、2点目には交流機構の体制の見直し、それで3点目には予算要求と査定とチェック体制を確立するというにしておいて、既にこのことはもう確立していて問題ないのではないかと、こう思うのだけれども、その辺どうなのか。だから、さらに一層努めろということなのだけれども、どういうことなのかお尋ねしたい。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

本件は、令和５年12月付の市長要求に基づく監査結果により不用額の指摘があった令和２年度負担金について、本年８月28日付で佐渡観光交流機構から返還金が納付されたことによるものであります。佐渡観光交流機構から市に58万5,868円納付され、そのうち29万2,934円を国に返還するものであります。

次に、本委員会で付した意見について、今回の補正予算は中川議員御指摘のとおり、令和２年度の負担金の不用額が本年度に返還されたことによるものであります。当委員会としては、今後このようなことがないように努めることを求めるものであります。令和５年８月の市の調査報告の内容については当委員会では審議を行っておりませんが、執行部においてまとめた内容については当然改善を図っていくものであると認識しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 何か煙に巻かれた感じがしましたが、まず１点目は、なぜ令和２年のものが今出てきたのかということをお聞きをしたい。あなた方の資料では、今年度の９月12日に新潟県へ交付実績の修正報告を行ったと。令和２年です。令和４年、令和５年については、調査報告にあった。過去にもやっているのだけれども、何で今令和２年のが出てきたということを知りたいのです。皆さん方の資料でいうと、令和６年９月12日に実績修正の報告やったら返還しろということになったということなの。何で今こういうことなのということをお聞きをしているわけであります。

ついでに言いますと、先ほど以前の市のほうが返還金以前の、返還金の中にはこれ含まれていない、新たなものだというふうに私は思うのですが、だからなぜなのかというところをお聞きをしたい。議会は、執行部はこれこれこうで、返還金しなければいけないのですと予算が出てきて、ああ、そうですかというのが議会ではありませんから、どこに何が問題があって、何が何だったかということをも市民の前に明らかにしていただきたいということでございます。

あと、２点目ですが、執行部においてちゃんとと言いますが、さっき言った観光交流機構と観光振興課の責任と役割の見直し、交流機構の組織体制については、当初予算のときに市の職員引き上げるなんていうのが産建の資料に出ていましたが、そういったことはおたくの委員会ではこれやっているわけなのだから、しっかりチェックをしていて問題がないのではないかと。もうここ令和２年のものは過去に終わったことなのではないかと、こう聞きたいのだけれども、改めて聞きます。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

最初の令和３年、令和４年は一回結論が出て、市長が再度、平成30年度、令和元年度、それから令和２年度もしっかりとまた検査してくれと言って出てきたのが58万5,868円。このうち、国に29万2,934円返還するものだとして理解しております。

それで次に、今後こういうことがないように注意してくださいという意味でこの意見をつけさせていただきました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第100号 令和６年度佐渡市一般会計補正予算（第５号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第123号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する荒井眞理君の質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） この議案第123号、補正予算の第6号というものは、内閣府から佐渡市が実施した雇用機会拡充事業に誤りがあったということで、9月18日に内閣府から改めてそのことが佐渡市に見解を示されたもので、議会にとっても急に降って湧いたものなので、十分に審査ができなかった可能性があるなど。私ども総務文教常任委員会でも扱いましたけれども、本当に急だったので、十分に審査はできたというふうには思っていない。自戒も込めながら産業建設常任委員長にもお伺いしたいと思います。

本件は、令和4年、令和5年度の佐渡市が行った雇用機会拡充事業の中で、ある事業者による不正が発覚したということです。ただし、令和5年度、この事業は令和5年度でも4億574万円と、大きな事業です。ですから、今回交付決定の取消しとなった事業者以外にも、交付目的にかなっていない事業があったのではないかとすることも推測されます。国が交付決定取消しという見解を出す前に、なぜ佐渡市はこの大きな事業、たくさんの事業者を相手にする事業の実績報告を確定していたのか、この点について、まず1回目、質疑いたします。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

本事業については、交付要綱に基づき補助金交付を行っておりと説明がありました。目的に合っていない事業があれば、当然補助金は交付されないものと理解しています。また、本事業の補助金交付については、実績報告などに基づく資料で確認できた経費に対して、令和4年度、令和5年度に補助金を交付したものであります。国が交付取消し通知を発出した経緯は、国へ外部通報があったことから、本年8月に国が検査を行い、今回交付決定の取消しが相当であると判断されたものであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今、不適正ではないのではないかという意見もちろほら聞こえますけれども、これは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に照らして、見解が国から述べられているものです。

2回目の質疑いたします。実績報告の確定の手続が甘かったのではないかとというふうに見受けられます。産業建設常任委員会におかれましては、この事業に関係する特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の要綱、ないしは創業・事業拡大等支援事業実施要綱、または雇用機会拡充事業補助金交付要綱といった関連の要綱を委員会の中でチェックされたでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

以前から執行部からの説明のとおり、佐渡市の要綱では異常がなかったという報告を受けております。

それで、ほかのことについては審査しておりません。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 今私が質疑いたしましたのは、この雇用機会拡充事業に係る要綱は恐らく3つあると思われますが、それを委員会では皆さんは目にされたのかどうかということをお聞きしました。見ていらっしゃるのかなというふうには取りましたけれども、私はこの事業者全てに雇用機会拡充事業補助金交付要綱をきちんと配付していればそごはなかったのかなと思います。ですが、この要綱そのものが事業者に渡されていると確認されたのか、あるいはこの事業には採択事業者フォローアップ支援業務というものがあります。この業務のために昨年度も2,725万円もかけています。ということは、佐渡市以外にも、様々不具合、難しいことあったら、相談する窓口もあったかと思いますが、それは機能していなかったのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

その辺については審査しておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する荒井眞理君の委員長質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 同じく雇用機会拡充事業の国の返還金に基づくものです。

今先ほどの委員の質疑と重なりますが、これも執行部からもあったように、国の補助要件に沿って、適宜国などとも協議をして進めてきたにもかかわらず、何でこんなことが起こったのか。先ほどの答弁ですと、外部通報があったという言い方をされていたかというふうに思うのですが、なぜこのようになったのか。先ほども言いましたが、これはこういう予算で、はいそうですかというのは議会ではありませんので、どこに何が問題があったのか、今後こういった問題を起こさないようにするにはどうしたらいいのかというのが議会の使命ですが、なぜこのようなことが起きたのか、どのように審査をしたのか、答弁をお願いします。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

今回の補助金返還の経緯は荒井議員にお答えしましたが、国へ外部通報があり、本年8月に国側と当該事業者へ立入検査を行い、その後、国から返還取消し通知が発出されたものであります。佐渡市では補助金要綱に基づき、令和4年度、令和5年度に補助金交付を行ったが、今回の国の検査において、佐渡市で業務がある場合は出張により対応していたこと、及び事業所として記載していた場所の上下水道料が15か月中12か月にゼロ立方メートルであった事実が判明したことから、交付金の交付目的に従っていないと判断されたものであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、なぜこのようなことになったかということは、外部通報によって国が動いて、調査に入ったらなったということは今よく分かったのですが、佐渡市の視点で見ると、2022年に

は雇用を生み出したとして人件費と事務所の経費出している。その翌年には人件費を出さなかったわけです。人件費を経費と認めず、家賃と広告宣伝費だけということだから、実は雇用機会拡充事業、国のKPI見ても、どれだけ雇用を増やしたかというのが視点になっていますから、KPI、事業指標がなっていますから、そういう意味でいうと、実は2023年にこれやっぱり断念させるべきだったのではないかと。私の一般質問の質問に対しては、中止した案件は令和3年には1件、令和4年には4件あったというわけですから、2023年に実はもう、1年やったけれども駄目だったという判断、本来下すべきがこの業者に対する市のあれではなかったのかということをやっと、やっているかどうか。

2つ目は、先ほど住民登録があって、国は何か本土から出張という言い方をしていますが、居住実態が佐渡にあって住民票が佐渡にあるなら、本土に行くのは、逆に言えば本土へのお出張ではないかというふうに思うのですが、その辺はどのように。審査をしてあれば、お答え願いたいと思います。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

住民票のことについては審議しておりません。それで、事業の従業員のオーバーについては日報の確認で1人ずつ報告を受けております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） ですから、2023年は人件費を認めなかったわけでしょう。2022年は、日報を確認して人件費と認めたというわけだ。2023年は人件費を認められないと思ったから、結局家賃と広告宣伝費だけだったということなのではないのですか。だから、実は2023年に1つこの事業を続けるかどうかというのが、私、素人的には判断の基準があったのではないかと。市の報告でも、令和3年度には1件、令和4年度には4件中止した事業もあるということですから、そういう。だから、そういうところがやっぱりもうちょっとしっかりする必要があるのではないかと、意見とかつけるべきだったのではないかと。ということで、もしやっていたらお答え願いたい。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

その点については審議しておりません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第123号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第123号は原案のとおり可決されました。

請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての討論に入ります。

荒井眞理君の賛成討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 社民党会派の荒井眞理です。請願第3号の賛成討論をいたします。

この請願は、県内私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額、拡充を求めるものです。県内で学びたいと希望する学生の学びの機会を確かなものにするのと、学生の学びたいことを教える専任教師を確保することが大きな意義だということです。これは、実は目の前の私立高校の学生のための利益にとどまらず、ひいては新潟県内の様々な産業を支える人材の育成という点でも重要な意味を持っています。若手世代の首都圏一極集中が地方創生の足かせになっていることは周知の問題ですが、佐渡も同じく人材不足に深刻な問題を抱えており、解決策を模索しています。そのために、まず高校生が学生時代に県内で十分学べる環境をつくり、そのまま県内にとどまれる環境を充実させることが大きな鍵となっています。

この十数年、高校進学を希望する学生が私立高校を選ぶ傾向は強くなっています。なぜなら、私立校ではスポーツをはじめ、特色ある多様な学びの機会があることに加え、大学進学の実績が高いという点が学生に評価されているからです。2023年には、中高一貫校を合わせた公立高校の卒業生は1万2,460名、約1万2,500名弱です。対する私立高校の卒業生は4,067名、約4,100名弱で、4人に1人が私立高校で学んでいます。そして、20年前が約5.8人に1人、私立高校で学んでいたことを比較すれば、今は私立高校で学ぶ学生は増えており、新潟県内で私立高校の果たす役割は時代とともに大きくなっていると言えます。その上、新潟県内の私立高校からの大学進学率は高いのです。27%を超えており、公立高校に比べて大学進学率は高いということがあります。特に県内の私立高校から私立大学に進学する学生は多く、県内にとどまって学ぶ機会を増している私立高校の果たしている役割は、新潟県全体の人の流れと経済とに大きく貢献していることが分かります。

佐渡市議会の議員の皆様におかれましては、この請願の求めに応じて県内私立高校で学ぶ環境を充実させることが、ひいては新潟県内全体の人材確保と経済の活性化に貢献すること、これも念頭に置き、この請願第3号に賛成していただけるよう強く呼びかけます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

請願第3号を採択することは可決されました。

陳情第8号 新潟県知事に対し「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書」の提出についての

陳情についての討論に入ります。

荒井眞理君の賛成討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 社民党会派の荒井眞理です。新潟県知事に対し「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書」の提出についての陳情の賛成討論をいたします。

今ほどこの陳情の件名を読み上げましたが、これは一見すると柏崎刈羽原発の再稼働に反対すると、そういう意見書を上げてください、このように見えます。ところが、陳情の内容、2つあります。この2つを見ますと、まず安全体制を確立し、住民の安全、安心が確認されるまで、新潟県に対して再稼働を認めないよう要望することということです。つまり、住民の安全体制を確立するまでという条件付けでの再稼働を認めないようという要望です。2つ目は、離島という地理的特殊性に配慮した避難計画を示し、十分に佐渡市民の理解を得ることと。この2つ目は、私ども今回この佐渡市議会全会一致で発議をします国への意見書と内容は一致しています。私たちが地理的特殊性に配慮を求めるほど、佐渡島は、対岸にある柏崎刈羽原発に対して、再稼働していても、いなくても、そこにあつて事故が起こることそのものが私たちにとっては危険であるということ、このことを多くの佐渡市民も懸念しているところです。

この2つの陳情内容を見ますと、再稼働に反対してほしいという意見書を上げてほしいという意味ではないことが酌めますし、私ども佐渡市議会がこれから国に求めていくこととも趣旨は一致しています。ぜひこの陳情書に賛同するように皆さんに強く呼びかけるものです。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより陳情第8号 新潟県知事に対し「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書」の提出についての陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

陳情第8号を採択することは否決されました。

これより議案第90号、100号、123号並びに請願第3号、陳情第8号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第93号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年度税制改正に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。主な内容は、令和6年度税制改正のうち、3月31日に専決処分した事項以外のものについての所要の改正及び公益信託に関する法律の改正に伴う所得税法の寄附金税額控除規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が廃止されるため、佐渡市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年12月2日から従来の健康保険証が廃止されることに伴い、マイナ保険証を基本とする仕組みに変更するため、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ124万2,000円を減額するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費などの減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ252万7,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額及び、前年度決算の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億5,942万7,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の減額、前年度決算の確定に伴う給付準備基金積立金及び国庫負担金などの精算返還金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,609万1,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動などに伴う人件費及び前年度決算による一般会計繰出金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,799万3,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の減額及び、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第106号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では、収入の予定額を70万5,000円追加し、支出の予定額を815万円減額し、資本的収支では、収入の予定額を5万2,000円減額するものであります。主な内容は、児童手当制度の改正、最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費並びに両津病院移転新築に係る財源の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第11号 「介護老人保健施設さど」を活かし、市民が安心できる介護・医療の充実を求める陳情。本陳情は、令和6年5月末で閉鎖となった介護老人保健施設さどについて、市が介護施設として存続させること、並びに佐渡市内の福祉関連施設の多くが老朽化、改修時期を迎えていることから、施設整備費に対する支援を大幅に増やす政策の実現を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第95号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 単純なことです。本会議の上程のときにも聞いたことであります。

ひとり親家庭等の医療費助成、老人医療費助成、そして重度心身障害者の医療費助成に関するものが変わるということなのですが、マイナ保険証の対象人数はどのぐらいなのかということを上程のときにお聞きしたのですが、答弁もなかったので、ぜひ、担当委員会では基礎的なことなのでやってくれたかと思うので、人数をお教え願えればと思います。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

議案第95号、ひとり親家庭の医療費助成に関する条例のところの審査では、議案第90号と併せて審査を行いました。審査の観点、議案第90号と同様に、情報の安全管理を主眼に審査をいたしました。

なお、ひとり親家庭の医療費助成の受給者数は、本会議でも950人ということで、マイナ保険証へのひもづけについては調査をしていないということで、こちらも審査をしておりません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 今ほど議案第90号との関連を言いましたが、議案第90号とは全く関係ないとは言いませんが、それとも関わるのでありますが、これは主にマイナ保険証に制度が変わることに伴う条例改正が主ではないかというふうに思うのですが、関連がないとは言いませんが、そういうふうに捉えるべきだったのではないのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 御指摘の点について、審査をしておりませんので、お答えをできません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第95号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第11号 「介護老人保健施設さど」を活かし、市民が安心できる介護・医療の充実を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

陳情第11号を採択することは否決されました。

これより議案第95号、陳情第11号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

〔産業建設常任委員長 山本健二君登壇〕

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第97号 大立地区法面落石対策工事請負契約の締結について。本案は、大立地区法面落石対策工事について、本年8月21日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第98号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について。本案は、和木漁港港整備交付金工事について、本年8月21日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 字の変更について（開田六区地区）。本案は、土地改良事業により実施した県営経営体育成基盤整備事業開田六区地区の施行に伴い、字を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第107号 令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に69万5,000円を追加し、支出の予定額から258万3,000円を減額するものであります。また、資本的収支では支出の予定額から504万円を減額するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の補正を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に3,114万2,000円を、支出の予定額に3,110万3,000円をそれぞれ追加するものであります。また、資本的収支では収入の予定額から272万6,000円を、支出の予定額から29万2,000円をそれぞれ減額するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費などの補正を計上し、当初予算編成後の事由による修繕費及び財源の繰入金を増額するほか、災害復旧事業に係る収入の補正を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第14号

○議長（金田淳一君） 日程第2、発議案第14号 佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第14号

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年9月25日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	山 田	伸 之
	〃	中 川	直 美
	〃	坂 下	善 英
	〃	荒 井	眞 理
	〃	佐 藤	定
	〃	山 本	健 二
	〃	坂 下	眞 斗

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年佐渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由。刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、文言整理などの改正を行うものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第14号 佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。
発議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第15号

○議長（金田淳一君） 日程第3、発議案第15号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平田和太龍君。

〔6番 平田和太龍君登壇〕

○6番（平田和太龍君）

発議案第15号

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充
を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月25日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	平 田 和太龍
賛成者	〃	中 川 直 美
	〃	駒 形 信 雄
	〃	荒 井 眞 理

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充
を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度の拡充により、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、当該制度の対象は授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、授業料無償となる年収590万円未満の世帯でも年間最大約24万円の学費負担となっている。また、年収590万円を超える世帯では当該制度による支援が11万8,800円にとどまり、学費負担が年間約47万円とさらに重くなる。公立高校では入学金5,650円の負担にとどまるため、この世帯では学費の格差が最も広がっている。

また、学校教育現場では教員の長時間勤務が社会問題となり、教員のなり手不足や教員未配置問題も深刻となっている。とりわけ県内私立高校においては公立高校との比較において専任教員が不足している状況である。昨年度の全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約74%に対して私立高校は約59%となっており、専任教員の少なさはこの数字からも明らかである。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝

統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要がある。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

よって、国においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から910万円未満の世帯の授業料を無償にすること。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講じること。
- 3 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書

新潟県では高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度の拡充により、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、授業料以外の施設設備費及び入学金は、就学支援金制度の対象とならず、新潟県独自の助成制度も年収270万円未満の世帯への一部助成にとどまっている。そのため、年収590万円未満の世帯では年間最大約24万円の学費負担が残されている。

国の就学支援金が11万8,800円と少額になる年収590万円から910万円未満の世帯に対し、令和6年度、新潟県は独自に2万4,000円の授業料助成を新たに実施し、一定の負担軽減が図られた。しかし、依然として年間約47万円の学費負担が残されている。さらに、私立高校生の保護者は、入学年度に学費に加えて約35万円の諸経費がかかり大きな負担となっている。公立高校での学費負担5,650円と比較して大きな格差が生じている。

また、学校教育現場では教員の長時間勤務が社会問題となり、教員のなり手不足や教員未配置問題も深刻な状況になっている。とりわけ県内私立高校においては公立高校との比較において専任教員が不足している状況である。昨年度的全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約74%に対して私立高校は約59%となっており、専任教員の少なさはこの数字からも明らかである。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要がある。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

よって、新潟県においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

1 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。

(1) 年収590万円未満の世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため、助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。

(2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満の世帯に対し、授業料への助成を増額すること。

2 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。私立高校に通う生徒が学費の心配なく行き届いた教育が受けられるよう私学助成の増額・拡充を求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第15号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第16号

○議長（金田淳一君） 日程第4、発議案第16号 柏崎刈羽原発に関する情報を佐渡市民に周知することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平田和太龍君。

〔6番 平田和太龍君登壇〕

○6番（平田和太龍君）

発議案第16号

柏崎刈羽原発に関する情報を佐渡市民に周知することを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月25日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	平 田 和太龍
賛成者	〃	山 本 卓
	〃	駒 形 信 雄
	〃	中 川 直 美
	〃	中 川 健 二
	〃	山 田 伸 之
	〃	荒 井 眞 理
	〃	近 藤 和 義

柏崎刈羽原発に関する情報を佐渡市民に周知することを求める意見書

佐渡島は柏崎刈羽原子力発電所から50キロメートル以上離れてはいるものの障害物もなく、原発事故発生時の放射性物質拡散シミュレーション結果によると、風向き次第では影響を受ける可能性が示唆されている。離島であり約5万人の人口を有する佐渡市においては有事の際に避難が困難になることが想定される。このことは世界文化遺産の島・佐渡にとっては、ようやく明るい兆しの見え始めた市内経済に影響を及ぼしかねない大きな課題である。

しかしながら、おりしも能登半島地震など各地で頻発する地震について多くの地域住民が不安を抱く中、当該原発に関する関係者からの情報提供の機会は少なく、本年7月15日から8月10日までの間県内7会場において開催された県民説明会の参加者総数は400名程度である。

よって、国会、政府及び新潟県におかれては、佐渡市民や産業団体が柏崎刈羽原発に関する正確な知識が得られるよう、地域に即した説明会の開催などに取り組まれることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。佐渡市民や産業団体が柏崎刈羽原発に関する正確な知識が得られるよう、地域に即した説明会の開催などを求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第16号 柏崎刈羽原発に関する情報を佐渡市民に周知することを求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 発議案第 17 号

○議長（金田淳一君） 日程第 5、発議案第17号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平田和太龍君。

〔6 番 平田和太龍君登壇〕

○6 番（平田和太龍君）

発議案第17号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 6 年 9 月 25 日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	平 田 和太龍
賛成者	〃	山 本 卓
	〃	駒 形 信 雄
	〃	中 川 直 美
	〃	中 川 健 二
	〃	山 田 伸 之
	〃	近 藤 和 義

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求めるため、意見書を提出するものであ

ります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第17号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金田淳一君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和6年第4回（9月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、本定例会におきましては、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録を契機とした増加が見込まれる国内外からの来訪者の皆様への受入れ環境整備として、市内事業者の方々がキャッシュレス決済に切り替えるための専用端末購入費の支援に要する経費をはじめとした補正予算などに議決をいただいたことに改めてお礼を申し上げるところでございます。また、一般質問におきましては、14名の議員の皆様から、世界文化遺産登録の取組をはじめ、市政全般にわたり多くの御提言をいただきました。それらを参考にして、

今後の施策につなげてまいりたいと考えております。

先週末から日本列島に横たわった秋雨前線が、台風14号から変わった温帯低気圧の雲を取り込み、日本列島は荒れた3連休となりました。中でも能登半島地震で甚大な被害を受けました石川県能登地方におきまして、奥能登でございますが、線状降水帯が発生し、観測史上最大の大雨となり、河川の氾濫、土砂崩れが相次ぎ、住宅の倒壊、床上床下浸水、崖崩れなどにより、死者、行方不明者を出す被害状況となっております。また、震災被害者が避難生活を送っております仮設住宅の床上浸水、震災復旧現場での土砂崩れなど、自然災害の恐ろしさ、残酷さを痛感するとともに、お亡くなりになられました方の御冥福と、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。これまた、本市としても災害に強い島をつくることに取り組んでいかなければいけないと改めて感じるところでございます。

一方、本市におきましては、今大雨に対して住宅への被害はございませんでした。また、道路等崖崩れ等が若干出ております。これにつきましては、おおむね状況を把握しておりますので、復旧を進めてまいりたいと考えております。

一方、特に稲でございますが、やはり今年倒伏があった中での先週の3連休、今度の3連休と、2週続けての雨ということで、やはりこの倒伏による被害、これにつきましてはまたJAと協力しながら状況を注視していかなければならないというふうに判断しております。

また、9月1日には佐渡国際トライアスロン大会を開催させていただきました。今大会は、台風10号の影響により、開催決定が大会当日3日前までずれ込みました。多くの選手の皆様が出場の断念もあったというふうに聞いておるところでございます。大変御迷惑をおかけしたところでございますが、この佐渡大会出場のために長期間のトレーニングを積み重ねてこられた選手の皆様の思い、これを尊重しようという議論をいたしまして、大会関係者の皆様と様々な安全性の協議を重ね、開催を決定した次第でございます。幸い、大会当日は台風の影響もなく、非常に快晴の中、島内外からのおよそ1,400名の皆様がゴールを目指したところでございます。私もリレーBタイプに参加をさせていただきました。改めて佐渡のトライアスロンのすばらしさ、ボランティアの皆様、沿道から応援してくださる市民の皆様、私はまた遅かったもので、選手からも大分励まされましたので、温かい選手からの声援も含めてすばらしい大会であるということを改めて認識をさせていただきました。本当にありがとうございました。特に大きなトラブルもなく無事に大会を終えることができたのは、市民の皆様をはじめ、ボランティアの皆様、大会関係者の皆様の御協力のたまものであります。心より感謝を申し上げます。

また、9月18日は、昨年7月に観光、文化、スポーツ、教育など幅広い分野における交流連携を目的に友好交流協定を締結しました台湾、高雄市より、文府小学校の児童24名、また関係者の皆様お招きし、明治時代、台湾で製糖会社を設立しました山本悌二郎氏の出身地である真野小学校の児童との教育交流を行ったところでございます。交流会では、簡単な英語を使って、お互いの住んでいる地域の文化、食などの紹介、また書道を通して自己紹介を行うなど、異なる文化や価値観を理解し、国際感覚を育む貴重な有意義な時間になったものと考えております。

また、10月早々には中国から塩城市が、副市長をはじめ、政府として来られる、代表として来られるということでございます。世界文化遺産を契機に国際的な交流関係もどんどん深めながら、多くのお客様が佐渡においでになり、滞在していただける、そのような島をつくってまいりたいと考えております。

結びになりますが、島内各地では収穫の秋を迎えております。本格的に食の島、そして美しい秋、こういう島のシーズンに入ってまいりました。本当に天候も落ち着き、大勢のお客様、そして市民の皆様がこのすばらしい秋を満喫できることを祈念しておるところでございます。

日を追うごとに朝晩の涼しさを感じるようになりました。まさに季節が移り変わろうとしております。市民の皆様、議員の皆様におかれましては、健康に御留意いただき、ますます御活躍いただけますよう御祈念申し上げ、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和6年第4回（9月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 山 田 伸 之

署 名 議 員 駒 形 信 雄